

佐賀県人事委員会訓令第2号

事務局

佐賀県人事委員会事務局職員人事評価規程（平成29年佐賀県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（部長級の職員等の人事評価）</p> <p>第13条 次の各号に掲げる職員の人事評価の実施に関する事項は、第3条から前条までの規定にかかわらず、事務局長が別に定める。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（部長級の職員等の人事評価）</p> <p>第13条 次の各号に掲げる職員の人事評価の実施に関する事項は、第3条から前条までの規定にかかわらず、事務局長が別に定める。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 会計年度任用職員</u></p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。